

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
大鏡建設株式会社
47-003129 代表者 平良 修一
(土木A、建築特A、ほ装工事B、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和4年5月26日 ～ 令和4年6月25日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
大鏡建設(株)が受注した、施設建築課発注の「玉城青少年の家改築工事(外構工事R03)」において、令和3年12月28日11時30分頃、現場内資材置き場にて、バックホウの移動のため、4tダンプの荷台にバックホウの排土板及び履帯の一部を乗せて地面側に旋回後、重機バランスを保つためバケットを地面に設置したところ、重機の荷重が荷台降下部分に掛かり、荷台の前方を持ち上がり、作業員が高さ1.1m真下にバックホウごと落下し、第12胸椎圧迫骨折を負った。
- 5 指名停止措置理由
当該事故については、労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならなかったが、当該措置が講じられていなかったことは安全管理の措置が不適切であったと認められる。
このような状況で事故が発生し負傷者を生じさせたことについては、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内